

ID: 755

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。 (出入の制限等) 第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。 (違反行為に対する措置) 第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日